

## 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱

平成 23 年 5 月 2 日消防応第 180 号  
改正 平成 23 年 7 月 5 日消防応第 241 号  
改正 平成 24 年 2 月 8 日消防応第 26 号

### (通則)

第 1 条 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金は、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故の発生に伴い、福島第一原発事故に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊並びに福島県及び福島県内の市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊（以下「福島県隊」という。）の的確かつ迅速な活動を確保するとともに消防機関から福島第一原発に施設を貸与することにより福島第一原発の自衛消防力の向上を図り、もって福島第一原発事故による被害の軽減を図ることを目的とする。

### (交付金の対象経費)

第 3 条 この交付金の交付の対象となる経費は、福島第一原発事故の発生に伴い、福島第一原発事故に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊及び福島県隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用及び消防機関が福島第一原発の自衛消防力の向上のために福島第一原発に貸与した施設に係る費用のうち、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊等の隊員の手当 福島第一原発事故の発生に伴い、福島第一原発事故に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊及び福島県隊（以下「緊急消防援助隊等」という。）の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当
  - ア 特殊勤務手当
  - イ 時間外勤務手当
  - ウ 管理職員特別勤務手当
  - エ 夜間勤務手当
  - オ 休日勤務手当
- (2) 緊急消防援助隊等の隊員の旅費 緊急消防援助隊等の隊員に対して、当該隊員の

属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費

ア 鉄道賃・航空賃等

イ 日当

ウ 宿泊費、食卓料

- (3) 緊急消防援助隊等の活動のために使用した当該緊急消防援助隊等の施設（臨時的な活動拠点等簡易な施設、消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）
- (4) 福島第一原発の自衛消防力向上のために福島第一原発に貸与した消防機関の施設に係る修繕料及び役務費（点検費、運搬費など）
- (5) 緊急消防援助隊等の活動のために使用した当該緊急消防援助隊等の施設が、当該活動のために使用したことにより滅失等した場合における当該滅失等した施設に代わるべきもの（以下「代替施設」という。）の購入費及び当該購入に係る事務経費等（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）
- (6) 福島第一原発の自衛消防力向上のために消防機関が福島第一原発に貸与した施設が、福島第一原発での活動のために使用したことにより滅失等した場合における代替施設の購入費及び購入に係る事務経費等
- (7) 緊急消防援助隊等の活動のために必要な施設の購入費及び賃借料並びに当該購入及び賃借に係る経費
- (8) 緊急消防援助隊等の活動のために要した燃料費
- (9) 緊急消防援助隊等の活動のために要した消耗品費
- (10) 緊急消防援助隊等の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
- (11) 緊急消防援助隊等の活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

（対象者）

第5条 この交付金の交付を受けることができる地方公共団体は、緊急消防援助隊等の隊員及び施設の属する地方公共団体並びに福島第一原発の自衛消防力の向上のために福島第一原発に施設を貸与した地方公共団体とする。

（交付申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付団体」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

(2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。

(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、添付することを要しないが、都道府県知事又は消防庁長官から求めがあれば、交付団体は速やかに書類を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第5による交付金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(交付金交付調書)

第7条 都道府県知事は、前条第3項の交付金交付調書を交付金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、交付金の交付を適当と認めるときは、交付金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。

2 交付団体が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官(消防主管部長)に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第9条 交付団体は、交付金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、交付金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。

4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事(都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び第3項において同じ。)に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があつたとき及び前項に照し必要があると認めるときは、第7条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、交付団体が都道府県知事に申し出るものとする。

- 2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(交付事業の遂行)

第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、交付金の公正かつ効率的な使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付団体が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い指示を求めることができる。

(実績報告)

第12条 交付団体は、交付事業を完了した場合には、適正化法第14条の規定に基づき実績報告書を別記様式第9により都道府県知事に正本1部を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。  
ただし、別に定める場合にあつては、添付することを要しないが、都道府県知事又は消防庁長官から求めがあれば、交付団体は速やかに書類を提出しなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第13条 実績報告書の提出期限については、次の各号に定める区分に従い、次の各号に定める期間までとする。

- 1 本要綱の施行時において既に事業を終了しているもの 本要綱の施行後1月以内
- 2 本要綱の施行時において現に事業に行っているもの及び本要綱の施行後に事業を開始したもの 交付事業完了の日から起算して1月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日 (適正化法第14条後段の場合にあつては、翌年度の4月30日)

(是正のための措置)

第14条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(交付金の額の確定)

第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があつた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容 (第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合は、その承認さ

れた内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものとする。

- 2 都道府県知事は前項の交付金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条に定める交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官(出納長)は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
- 3 第1項の交付金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 4 都道府県知事は交付金の額の確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、交付金交付調書と共に保管しなければならない。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の交付金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

#### (支払)

第15条の2 交付金は、前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、消防庁長官が必要であると認める場合には、第8条に基づく交付決定の後にその全部又は一部について概算払いをすることができる。

#### (交付金の返還の期限)

第16条 交付金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあつては、交付金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあつては、交付金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

#### (原子力事業者の損害賠償責任に関する取扱い)

第17条 交付金の交付が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第143条第1項に規定する補助金の交付その他の財政援助に該当する場合における取扱いについては、別途通知する。

#### (財産の処分の制限)

第18条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、交付金対象施設のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。

- 2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した交付金対象施設を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

#### (交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

第 19 条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者（当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。

3 都道府県知事は前条及び前 2 項の処分等があった場合には第 7 条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

（交付事業の検査等）

第 20 条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 13）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この要綱は平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 5 日消防応第 241 号）

この要綱は平成 23 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 8 日消防応第 26 号）

この要綱は平成 24 年 2 月 8 日から施行する。

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 (特殊勤務手当、時間外勤務手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し</li> <li>別記様式第2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し</li> <li>支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿の写し</li> </ul>
第3条第2号 (旅費)		
第3条第3号・第4号 (修繕料、役務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3</li> <li>見積書又はそれに代わる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書又は請書の写し</li> <li>納品書の写し</li> </ul>
第3条第5号・第6号 (代替施設の購入費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3</li> <li>車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書)</li> <li>損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類</li> <li>損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類</li> <li>購入しようとする車両等の仕様書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し・納品書の写し</li> <li>検収調書の写し</li> <li>自動車検査証等の写し</li> <li>施設とその配置場所を明示する写真</li> </ul>
第3条第7号 (施設の購入費、賃借料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3</li> <li>施設購入の場合は当該施設の仕様書(賃借の場合は不要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し・納品書の写し</li> <li>検収調書の写し(賃借の場合は不要)</li> <li>施設とその配置場所を明示する写真</li> </ul>
第3条第8号 (燃料費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の写し又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第9号 (消耗品費)		<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の写し又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第10号 (賃借料)		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し</li> <li>領収書の写し</li> </ul>
第3条第11号 (その他物件費)		<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の写し又はそれに代わる書類</li> </ul>

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名



原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金の交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名	福島原子力発電所事故（東日本大震災）				
出動先市町村					
出動要請を受けた年月日	年	月	日		
出動した 期間等	出動した日時	年	月	日	時 分
	帰署（所）した日時	年	月	日	時 分
	期間	日間			

2 交付事業の内容（別紙）

3 交付金交付申請額

4 交付事業完了の予定日

5 添付書類



別紙

交付事業の内容

(単位:千円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
イ(日当)	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費) ※活動に係るもの		
第3条第4号経費(修繕料、役務費) ※貸与に係るもの		
第3条第5号経費(代替施設の購入費) ※活動に係るもの		
第3条第6号経費(代替施設の購入費) ※貸与に係るもの		
第3条第7号経費(施設の購入費、賃借料)		
第3条第8号経費(燃料費)		
第3条第9号経費(消耗品費)		
第3条第10号経費(賃借料)		
第3条第11号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		0

別記様式第2

緊急消防援助隊等の出動及び活動の状況

1 出動の状況

都道府県名	都道府県番号		市町村コード		緊急消防援助隊番号	
消 防 本 部 名						
災害名			福島原子力発電所事故(東日本大震災)			
出動先市町村						
出動要請を受けた年月日			年 月 日			
出動した期間等	出動した日時		年 月 日 時 分			
	帰署(所)した日時		年 月 日 時 分			
	期間		日 間			
出動の状況	隊の種類	出動隊数	出動車両等		出動隊員数	
	指揮支援隊	隊	指揮車	台	人	
			通信車	台		
			その他の車両	台		
	都道府県隊指揮隊	隊	指揮車	台	人	
			通信車	台		
			その他の車両	台		
	消 火 隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人	
			水槽付消防ポンプ自動車	台		
			化学消防ポンプ自動車	台		
			その他の車両	台		
			計	台		
	救 助 隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人	
			救助工作車Ⅲ型	台		
			救助工作車Ⅳ型	台		
			その他の車両	台		
			計	台		
	救 急 隊	隊	高規格救急自動車	台	人	
			上記以外の救急自動車	台		
			計	台		
後方支援隊	隊	支援車	台	人		
		支援車Ⅱ型	台			
		その他の車両	台			
		計	台			

出動の状況	隊の種類		出動隊数		出動車両等		出動隊員数	
		航空隊	隊	ヘリコプター	機			人
			うちヘリテレ有り	機				
			うち消火タンク有り	機				
	水上隊	隊	消防艇	艇			人	
	毒劇物等対応隊 (注2)	隊	特殊車両	台			人	
			その他の車両	台				
	特殊災害隊 大規模危険物 火災等対応隊	隊	大型化学車	台			人	
			大型高所放水車	台				
			泡原液搬送車	台				
			屈折放水塔車	台				
			耐熱装甲型救助活動車	台				
	密閉空間 火災等対応隊	隊	高発泡車	台			人	
	計	隊	計	台			人	
	遠距離大量 送水隊	隊	遠距離送水用大型ポンプ車	台			人	
			ホース延長車	台				
	消防活動二輪 隊	隊	自動二輪車	台			人	
	震災対応 特殊車両隊	隊	震災工作車	台			人	
	水難救助隊	隊	水難救助車	台			人	
			その他の車両	台	救助艇	(	艇)	
	その他の 特殊装備隊	隊	はしご自動車	台			人	
			屈折はしご自動車	台				
			電源車・照明車	台				
			大型水槽車	台				
			空気ボンベ充填車	台				
			消火ロボット等	台				
	計	隊	計	台			人	
	合計	隊	車両	台			人	
			ヘリコプター	機				
			消防艇	艇				

## 2 活動の状況

現地到着日時	年 月 日 時 分
現地を離れた日時	年 月 日 時 分
主な活動内容	(消火)  (救助)  (救急)  (その他)

3 隊員ごとの手当及び旅費の支給状況

(単位:円)

氏名						計
手当等						
特殊勤務手当						
	計					
時間外勤務手当	平日 (1.25)					
	平日深夜 (1.50)					
	休日 (1.35)					
	休日深夜 (1.60)					
	計					
管理職員特別勤務手当						
夜間勤務手当						
休日勤務手当						
手 当 計						
旅費	鉄道賃・航空賃等					
	日当					
	宿泊費					
	食卓料					
旅 費 計						
合 計						円
出 動 日 数						延べ 人・日

別記様式第3

緊急消防援助隊等の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

1 第3条第3号・4号経費(修繕料及び役務費)

施設	必要とする理由	金額	積算

2 第3条第5号・6号経費(代替施設の購入費)

滅失等した施設	滅失等した日時及び状況	滅失等した施設の購入年月日及び購入金額	購入しようとする代替施設の見積額

3 第3条第7号経費(施設の購入費及び賃借料)

施設	必要とする理由	金額	積算

記載上の注意

- ア 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- イ 2について、緊急消防援助隊等の活動又は福島第一原発での活動(貸与した施設に限る。)のために使用したことにより「滅失等した施設」の名称、「滅失等した日時及び状況」、「滅失等した施設の購入年月日及び購入金額」、「購入しようとする代替施設の見積額」について、それぞれ記入すること。
- ウ 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。(第3条第4号及び第6号に係る場合は除く。)

別記様式第4

緊急消防援助隊等の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等	
第3条第8号 経費 (燃料費)		ガソリン単価 円×使用量 $\frac{\text{リットル}}{\text{トル}} =$	
		航空燃料 その他	
第3条第9号 経費 (消耗品費)			
第3条第10号 経費 (賃借料)		賃借した施設 の内容及び積算	宿泊施設 賃借した施設 契約の相手方 積算
			車両 賃借した施設 契約の相手方 積算
			その他 賃借した施設 契約の相手方 積算
第3条第11号 経費 (その他の物件費)		(食糧費)  (その他)	

記載上の注意

- ア 第3条第7号経費(燃料費)の積算等の欄には、車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。
- イ 第3条第8号経費(消耗品)の積算等の欄には、消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。
- ウ 第3条第9号経費(賃借料)の積算等の欄には、賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。
- エ 第3条第10号経費(その他物件費)の積算等の欄には、「食糧費」と「その他」に分けて、それぞれの種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

## 交付金交付調書 ( 年度)

都道府県名

(単位：千円)

地方公共 団体名	交付金額	交付決 定番号	交付決定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	確定額	確定 番号	確定 年月日	処分制 限期間

- (注) 1 処分制限期間については、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第 3 条第 5 号及び第 6 号の経費に係る代替施設を購入した場合に記入すること。
- 2 本調書は 1 部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1 部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。



番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称

その長の職、氏名



原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業に係る事業内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業に係る事業の内容を変更したいので、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容（別紙）
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類（別記様式第 2 ～第 4 及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。）を添付すること。）

(別紙)

変更しようとする交付事業の内容

(単位:千円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費) ※活動に係るもの		
第3条第4号経費(修繕料、役務費) ※貸与に係るもの		
第3条第5号経費(代替施設の購入費) ※活動に係るもの		
第3条第6号経費(代替施設の購入費) ※貸与に係るもの		
第3条第7号経費(施設の購入費、賃借料)		
第3条第8号経費(燃料費)		
第3条第9号経費(消耗品費)		
第3条第10号経費(賃借料)		
第3条第11号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

## 記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお、合計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2～第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。



番 号  
年 月 日

消防庁長官  
都道府県知事

殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

印

原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業について

事業が予定の期間内に完了し難くなった  
事業が年度内に完了し難くなった  
事業の遂行が困難になった

ので、原子力災害緊急消防援助隊等活動費

交付金交付要綱第9条第5項の規定に基づき報告する。

1 予定の期間まで  
年度内

に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）

2 交付事業の施行の経過

3 交付事業の完了予定日

変更後の完了予定日

当初申請時の完了予定日

番 号  
年 月 日

消防庁長官  
都道府県知事

殿

交付団体の名称

その長の職、氏名

印

原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業につき、

完了したので、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 交付事業の実績内容（別紙1及び2）
- 2 確定を受けようとする負担金の額 千円
- 3 交付事業完了日
- 4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
- 5 添付書類

## 別紙1

## 交付事業の実績(その1)

(単位:千円)

費 目	金 額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)			
うち ア(特殊勤務手当)			
イ(時間外勤務手当)			
ウ(管理職員特別勤務手当)			
エ(夜間勤務手当)			
オ(休日勤務手当)			
第3条第2号経費(旅費)			
うち ア(鉄道賃・航空賃等)			
イ(日当)			
ウ(宿泊費等)			
第3条第3号経費(修繕料、役務費) ※活動に係るもの			
第3条第4号経費(修繕料、役務費) ※貸与に係るもの			
第3条第5号経費(代替施設の購入費) ※活動に係るもの			
第3条第6号経費(代替施設の購入費) ※貸与に係るもの			
第3条第7号経費(施設の購入費、賃借料)			
第3条第8号経費(燃料費)			
第3条第9号経費(消耗品費)			
第3条第10号経費(賃借料)			
第3条第11号経費(その他の物件費)			
うち 食糧費			
うち その他			
合 計			

## 別紙2

## 交付事業の実績(その2)

(単位:千円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費) ※活動に係るもの		
第3条第4号経費(修繕料、役務費) ※貸与に係るもの		
第3条第5号経費(代替施設の購入費) ※活動に係るもの		
第3条第6号経費(代替施設の購入費) ※貸与に係るもの		
第3条第7号経費(施設の購入費、賃借料)		
第3条第8号経費(燃料費)		
第3条第9号経費(消耗品費)		
第3条第10号経費(賃借料)		
第3条第11号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

番 号  
年 月 日

殿

消防庁長官

印

都道府県知事

原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金確定通知書

平成 年 月 日付け第 号により報告された原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付事業に係る交付金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。



番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事



原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金の確定について（報告）

標記交付金について、今回次のとおり交付金の額を確定しましたので、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第 15 条に基づき報告します。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残 額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	交付決定額	確 定 額	確定減額
合計			

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）



表 面

← 6.5cm →

↑  
9  
cm  
↓

第 号	官 職 氏 名
年 月 日 発行	年 月 日 生
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 1 7 9 号）第 23 条第 2 項の規定による検査員の証	
年 月 日 まで有効	
総務大臣	
(都道府県知事)	
印	

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 1 7 9 号) 抜すい	
第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため 必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は 当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若し しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるとき は、これを提示しなければならない。	
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し てはならない。	
第 26 条 (略)	
2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務 の一部を都道府県が行うこととすることができる。	

( ) 内は都道府県知事が発行する場合